



4つの計画（案）に対する 皆さんからの意見を募集します。

市では、「日光市総合計画（基本構想・前期基本計画）」「日光市財政健全化計画」「日光市景観計画」「日光市一般廃棄物処理基本計画」の4つの計画を策定しています。これに伴い、12月10日（月）から1月9日（水）までの期間、4つの計画（案）を公表し、皆さんから広く意見を募集します。

各計画の主な内容は次のとおりです。ぜひ、ご意見をお寄せください。

▽日光市総合計画（基本構想・前期基本計画）（原案）

日光市総合計画は、市民と行政が一体となって市のまちづくりを進めていくための基本となるもので、市の計画の中で最も上位に位置づけられる総合的な計画です。

この計画では、中長期的な視点から見た市政の課題と、その課題に計画的に取り組むための方向性や各種

の施策などを示しています。また、合併時に新市のマスタープランとして策定し、現在、市のまちづくりの指針となっている新市建設計画を包含する計画でもあります。

この計画は2つの項目で構成されます。1つは、市が目指す将来像や、目標を定めて推進していくために必要な基本政策（施策の大綱）などを明示する基本構想です。もう1つは、基本構想に掲げられた将来像や基本

政策（施策の大綱）を実現するための施策の体系や主要な施策などを分野別に明示する基本計画です。

基本構想の計画期間は、平成20年度から27年度までの8年間とし、社会情勢の変化などに応じて見直しを行うことができるものとします。

また、平成20年度から23年度までの4年間で前期基本計画、平成24年度から27年度までの4年間で後期基本計画となっており、今回の策定は前期基本計画となります。

なお、今回公表する計画（原案）については、市民の方に委員を委嘱している市総合計画策定審議会および各地域審議会への諮問・答申を経て作成しています。

公表資料

日光市総合計画（基本構想・前期基本計画）（原案）

担当部署（提出先）及びくわしくは

〒321-1292 日光市今市本町1番地
企画部 総合政策課 総合調整係（本庁第3庁舎2階）

☎（21）5131・FAX（21）5109
Eメール seisaku@city.nikko.lg.jp

▽日光市財政健全化計画（原案）

財政基盤の弱い市町村同士が合併して誕生した日光市。今後、確固たる財政基盤を構築するためには、財政構造の一層の効率化を図る必要があります。

日光市財政健全化計画では、現在の厳しい財政状況から脱却し、新市のまちづくりに柔軟に対応できる財政体質を確立するため、具体的な目標を設定し、その達成に向けた施策を明示しています。また、市の財政の現状と課題を明らかにし、健全化に向けた施策を実施することによる

財政の将来像を示しています。

計画の中心となる健全化策のうち収入としては、税や使用料などの徴収率の向上や未利用財産の売却処分、国民健康保険税・下水道使用料の見直しなどによる歳入の確保について、支出としては、職員人件費や経常経費の削減、特別会計繰出金の見直しなどによる歳出の抑制について、その内容と数値目標を具体的に定めています。

公表資料

日光市財政健全化計画（原案）

担当部署（提出先）及びくわしくは

〒321-1292 日光市今市本町1番地
総務部 財政課 財政係（本庁舎3階）
☎（21）5162・FAX（21）5137
Eメール zaisei@city.nikko.lg.jp

▽日光市景観計画（案）

市では現在、良好な景観形成を総合的に推進するため、日光市景観計画の策定を進めています。これに伴い、景観計画策定委員会や研究会の意見などを踏まえ、今回の計画（案）を作成しました。

この計画では、市の全域を景観計画区域に指定し、景観上の特性から9つの地域に区分しました。そして、各地域の特性に応じた景観形成を図るため、基本的な方針を定めました。

さらに、一定規模以上の建築物や工作物などの建設や設置の際に届け出を義務付けます。また、その届け出への勧告など、緩やかな規制誘導によって、景観という貴重な市民共有の財産を積極的に保全・創造していきます。

公表資料

日光市景観計画（案）

担当部署（提出先）及びくわしくは

〒321-1292 日光市今市本町1番地
建設部 都市計画課 都市計画係（本庁第3庁舎1階）
☎（21）5102・FAX（21）5176
Eメール toshi-keikaku@city.nikko.lg.jp

▽日光市一般廃棄物処理基本計画（案）

現在、世界的に地球温暖化防止や省資源化などの取り組みが求められており、国においても、リサイクル関連法の整備などが進められています。これに伴い、一般廃棄物を取り巻く情勢も大きく変化しています。ごみなどの排出を抑制し、再利用や再生利用を推進することが強く求められています。

このため市でも、さまざまな取り組みを行っています。さらにごみの減量化・資源化を強化することで

各意見募集に共通の項目

資源の循環を推進するとともに、公共水域を保全するための指針として、日光市一般廃棄物処理基本計画を策定します。

公表資料

日光市一般廃棄物処理基本計画（案）

資料の閲覧場所及び開設時間

○各担当部署

○情報公開コーナー（本庁舎2階）

○各総合支所・支所・出張所

※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く日の午前8時30分～午後5時30分

○各公民館・図書館

○市民サービスセンター

※各施設の開設日・開設時間

○市ホームページ

意見を提出できる方

○市内に在住または通勤・通学している方

○市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体

○当該案件に利害関係のある個人・法人・団体

意見の提出方法 意見・住所・氏名・電話番号を明記し、持参・郵送・FAX・Eメール・

市ホームページ提出フォームのいずれかで提出する

※持参の場合は、閲覧場所の各施設へも提出できます。

※提出の様式は自由ですが、専用の用紙が各閲覧場所に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

資料の閲覧及び意見の提出期間
12月10日（月）～1月9日（水）必着提出意見の取り扱い

○提出していただいたご意見は、計画策定の参考とします。また、内容ごとに整理・分類し、それに対する市の考えとともに後日公表します。

○個々のご意見に対して、直接、個別の回答はしません。

○意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名など）は公表しません。